

平成 26 年 12 月 26 日

---

2015 年 1 月 1 日以降のクーリングオフ手続の一部変更のお知らせ

---

2015 年 1 月 1 日以降 当社が仲介した売買契約について、商品代金が 10 万円(税込)を超える場合、契約解除(クーリングオフ)には、書面による手続が必要となります。契約解除の意思を書面によって明確に確認し、正確に対応をするための措置です。

契約解除(クーリングオフ)を希望される場合は、売買契約書裏面の記入方法をご参照いただき、当社お客様サポートセンター宛に契約解除書面をお送りください。郵便消印日付が契約日を含め 8 日間以内のもののみ、書面の到着をもって契約解除の手続を行います。なお、契約解除の事実を明確するため、簡易書留等をご利用いただくことをお薦めします。

ただし、下記のケースについては従来通り電話での契約解除(クーリングオフ)の受付を行います。

1. 解約を希望される商品代金の合計が 10 万円(税込)以下の場合
2. 契約書に記載されている商品のうち、一部の商品について契約解除を希望される場合

なお、日本和装クレジット株式会社等の信販会社による個別クレジットを利用されている場合は、上記と運用が異なりますので、信販会社に直接お問い合わせください。

<契約解除書面の送付ならびに問い合わせ先>

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1-2-1 東京海上日動ビル新館 6 F

日本和装ホールディングス株式会社 お客様サポートセンター

0570-029001

---